相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市武田二丁目一番、最後の住所山梨県甲府市丸の内二丁目三二番五号　被相続人　亡　大森　悦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

山梨県甲府市中央一丁目一二番四二号甲府第一法曹ビル四Ａ舞鶴法律事務所　相続財産管理人　弁護士　斉藤　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡市葵区瀬名川二丁目二番、最後の住所静岡市葵区瀬名川二丁目二番四〇号　被相続人　亡　松永　鋭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

静岡市葵区竜南三丁目一二番三号　相続財産管理人　司法書士　水野　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区音羽町一番、最後の住所静岡県静岡市葵区八千代町四六番地の二　被相続人　亡　出雲　満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二Ａ号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市平野区加美正覚寺一丁目二七四番地、最後の住所大阪府羽曳野市羽曳が丘八丁目一番六号　被相続人　亡　奥村　毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階　相続財産管理人弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良市東九条町五七三番地の一五、最後の住所奈良県天理市富堂町二三〇番地四　被相続人　亡　北郷　公也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

奈良市大宮町六丁目一番地の一〇松井ビル四階　平方司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　平方　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市藤田一七〇番地、最後の住所岡山市藤田一二六一番地　被相続人　亡　金政　繁弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階みどり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　将之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区可部東三丁目三八番、最後の住所広島市安佐北区可部東三丁目三八番二一号　被相続人　亡　田河　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月二日

事務所広島市中区八丁堀一―二三―七〇五　相続財産管理人　山本　修司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十四年七月二日

一、墳墓等所在地　石川県小松市長崎町チ三三番一、チ三四番一、チ三五番一

一、墳墓等の名称　長崎町共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　石川県小松市長崎町ホ五五四番地　地縁団体　長崎町町内会　会長　権谷　邦平

登録包括信用購入あっせん業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の二第一項後段及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第四項の規定により次のように公告します。

一、①名称　株式会社オーシー

②代表者の氏名　野々下俊昭

③主たる営業所の所在地　大分県大分市末広町二丁目三番二八号

④その他の営業所の名称及び所在地　トキハクレジットカウンター　大分県大分市府内町二丁目一番四号（トキハ内）、トキハわさだ店カード募集カウンター　大分県大分市玉沢七五五番地の一（トキハわさだ店内）、トキハ別府店カード募集カウンター　大分県別府市北浜二丁目一―四（トキハ別府店内）

二、廃止した営業所の名称及び所在地並びに廃止の年月日

佐伯支店　大分県佐伯市城下東町一―八　平成二十二年十月十五日、中津支店　大分県中津市豊田町六番三　平成二十二年九月十五日、別府事務センター　大分県別府市千代町二番一〇号　平成二十年七月二十六日、国東支店　大分県国東市国東町鶴川一八三九―五田中ビル　平成二十年三月十五日、日田支店　大分県日田市本庄町一番一三号　平成二十二年十月一日、臼杵支店　大分県臼杵市大字臼杵字浜二―一〇七―四二（臼杵市港町本通八組）　平成二十一年三月二十日、三重支店　大分県豊後大野市三重町市場四区　平成二十年三月十五日、オーシーマネースポット本店　大分県大分市都町四丁目一番一一号　平成十九年三月二十四日、オーシークレジットカウター　佐伯店　大分県佐伯市池田二〇六四（トキハインダスリー佐伯店内）　平成十九年五月十日、トキハインダストリークレジットカウンター　大分県大分市明野東町一―一（トキハインダストリー明野センター内）　平成二十年十月一日、トキハわさだクレジットカウンター　大分県大分市大字玉沢字楠本七五五番地の一（トキハわさだ店内）　平成二十年十月一日

三、①営業保証金の総額　金八十万円

②取戻しをしようとする営業保証金の額　金五十五万円

四、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がない時は、第三号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十四年七月二日

大分県大分市末広町二丁目三番二八号　株式会社オーシー　代表取締役社長　野々下俊昭